

日本、中国その他の地域で新しく制定された法令に関する情報とともに、会社の設立、買収、労働問題、各種の商取引、紛争の処理等、企業法務に有益な情報をお届けします。

H&J 最新法令情報

No. 63

2019年9月2日

「H&J 最新法令情報」(No. 63)をお送りします。本年4月23日、中国の全国人民代表大会は「商標法」を改正し、公布しました。改正法は、本年11月1日から施行されます。本号の《中国の最新法令》では、その改正条文と日本語訳を掲載しました。

今回の中国法務「基本のき」では、「商標法」改正のポイントについて解説しています。ご一読いただければと思います。

弁護士法人 久田・神保法律事務所

目次

- 中国の最新法令
 - 【法律】
 - 商標法 2
- 中国法務「基本のき」
 - 「商標法」改正の概要 5

中国の最新法令

【法律】

商标法

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第 29 号

[发布日期] 2019 年 4 月 23 日

[施行日期] 2019 年 11 月 1 日

[修改条文原文]

【下划线部分为修订部分】

第 4 条 自然人、法人或者其他组织在生产经营活动中，对其商品或者服务需要取得商标专用权的，应当向商标局申请商标注册。不以使用为目的的恶意商标注册申请，应当予以驳回。

本法有关商品商标的规定，适用于服务商标。

第 19 条第 3 款 商标代理机构知道或者应当知道委托人申请注册的商标属于本法第 4 条、第 15 条和第 32 条规定情形的，不得接受其委托。

第 33 条 对初步审定公告的商标，自公告之日起 3 个月内，在先权利人、利害关系人认为违反本法第 13 条第 2 款和第 3 款、第 15 条、第 16 条第 1 款、第 30 条、第 31 条、第 32 条规定的，或者任何人认为违反本法第 4 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 19 条第 4 款规定的，可以向商标局提出异议。公告期满无异议的，予以核准注册，发给商标注册证，并予公告。

第 44 条第 1 款 已经注册的商标，违反本法第 4 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 19 条第 4 款规定的，或者是以欺骗手段或者其他不正当手段取得注册的，由商标局宣告该注册商标无效；其他单位或者个人可以请求商标评审委员会宣告该注册商标无

商標法

[発布部門] 全国人民代表大会常务委员会

[発布番号] 主席令第 29 号

[発布期日] 2019 年 4 月 23 日

[施行期日] 2019 年 11 月 1 日

[改正条文翻訳]

【下線の部分は修正された部分を示します。】

第 4 条 自然人、法人又はその他の組織は、生産経営活動において、その商品又は役務について商標専用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標登録を出願しなければならない。使用を目的としない悪意ある商標登録出願については、これを拒絶しなければならない。

本法の商品商標に関する規定は、役務商標に適用する。

第 19 条第 3 項 商標代理機構は、委託者が登録を出願する商標が本法第 4 条、第 15 条及び第 32 条に規定する状況に該当することを知り、又は知ることができる場合には、その委託を引受けてはならない。

第 33 条 初步査定公告をした商標につき、すでに権利を有する者もしくは利害関係人が本法第 13 条第 2 項及び 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条の規定に違反すると考える場合、又はいかなる者であれ、本法第 4 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 19 条第 4 項の規定に違反すると考える場合は、公告日から 3 ヶ月以内に商標局に異議を申し立てることができる。公告期間が満了し、異議申立がないときは、登録を許可し、商標登録証を発行し、かつ公告する。

第 44 条第 1 項 すでに登録された商標が本法第 4 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 19 条第 4 項の規定に違反する場合、又は欺瞞的な手段又はその他の不正な手段により登録が取得された場合は、商標局が当該登録商標の無効を宣告する。その

効。

第 63 条第 1 款 侵犯商标专用权的赔偿数额，按照权利人因被侵权所受到的实际损失确定；实际损失难以确定的，可以按照侵权人因侵权所获得的利益确定；权利人的损失或者侵权人获得的利益难以确定的，参照该商标许可使用费的倍数合理确定。对恶意侵犯商标专用权，情节严重的，可以在按照上述方法确定数额的 1 倍以上 5 倍以下确定赔偿数额。赔偿数额应当包括权利人为制止侵权行为所支付的合理开支。

第 63 条第 3 款 权利人因被侵权所受到的实际损失、侵权人因侵权所获得的利益、注册商标许可使用费难以确定的，由人民法院根据侵权行为的情节判决给予 500 万元 以下的赔偿。

第 63 条第 4 款 人民法院审理商标纠纷案件，应权利人请求，对属于假冒注册商标的商品，除特殊情况外，责令销毁；对主要用于制造假冒注册商标的商品的材料、工具，责令销毁，且不予补偿；或者在特殊情况下，责令禁止前述材料、工具进入商业渠道，且不予补偿。

第 63 条第 5 款 假冒注册商标的商品不得在仅去除假冒注册商标后进入商业渠道。

第 68 条第 1 款 商标代理机构有下列行为之一的，由工商行政管理部门责令限期改正，给予警告，处 1 万元以上 10 万元以下的罚款；对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予警告，处 5000 元以上 5 万元以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任：

(1) 办理商标事宜过程中，伪造、变造或者使用伪造、变造的法律文件、印章、签名的；

他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効を宣告するよう請求することができる。

第 63 条第 1 項 商標専用権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害により被った実際の損失に基づき確定する。実際の損失の確定が困難である場合、権利侵害者が権利侵害により取得した利益に基づき確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者の取得した利益を確定することが困難である場合、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意の商標専用権侵害については、情状が重大である場合は、上記方法により確定された金額の 1 倍以上 5 倍 以下の範囲で賠償金額を確定することができる。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を差し止めるために支払った合理的支出を含めなければならない。

第 63 条第 3 項 権利者が権利を侵害されたことにより被った実際の損失、権利侵害者が権利侵害により取得した利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難である場合、人民法院は、権利侵害行為の情状に応じて 500 万人民元 以下の賠償を判決により命じる。

第 63 条第 4 項 人民法院は、商標紛争事件を審理する場合、権利者の請求に応じて、登録商標を冒用した商品については、特殊な状況にある場合を除き、廃棄を命じる。登録商標を冒用した商品の製造に主として使用する材料、工具については、廃棄を命じ、かつ補償をしない。また、特殊な状況にある場合は、上記材料、工具の商業ルートにおける流通の禁止を命じ、かつ補償をしない。

第 63 条第 5 項 登録商標を冒用した商品は、冒用した登録商標を除去しただけで商業ルートに乗せてはならない。

第 68 条第 1 項 商標代理機構が以下の行為のいずれかに該当する場合、工商行政管理部门は、期間を定めて是正を命じ、警告を与え、1 万人民元以上 10 万人民元以下の過料に処し、直接に責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対しては警告を与え、5000 人民元以上 5 万人民元以下の過料に処し、犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追究する。

(1) 商標に関する事項を取り扱う過程において、法律文書、印章、署名を偽造、変造し、又は偽造、変造した法律文書、印章、署名を使用した場合

(2) 以诋毁其他商标代理机构等手段招徕商标代理业务或者以其他不正当手段扰乱商标代理市场秩序的；

(3) 违反本法第4条、第19条第3款和第4款规定的。

第68条第4款 对恶意申请商标注册的，根据情节给予警告、罚款等行政处罚；对恶意提起商标诉讼的，由人民法院依法给予处罚。

(2) 他の商標代理機構を中傷する等の手段により商標代理業務を誘致し、又はその他の不正な手段により商標代理市場の秩序を乱した場合

(3) 本法第4条、第19条第3項及び第4項の規定に違反した場合。

第68条第4項 悪意ある商標登録出願については、情状に応じて警告、過料等の行政処罰を与え、悪意ある商標訴訟の提起については、人民法院が法により処罰する。

[法令原文] : http://www.xinhuanet.com/politics/2019-04/23/c_1124406773.htm

中国法務「基本のき」

「商標法」改正の概要

中国の全国人民代表大会常務委員会は、2019年4月23日、「商標法」を改正し、公布しました。改正法は、本年11月1日から施行されます。中国の現行「商標法」は、1983年3月1日から施行されたもので、今回で4回目の改正となります。

今回の改正の主なポイントは、以下のとおりです。

1. 使用を目的としない悪意ある出願の規制

中国では商標登録について先願主義が採用されているため、実際に使用する目的がないにもかかわらず、他社の未登録の商号または商標を悪意で出願する例が多数発生し、問題とされてきました。

今回の改正によって、使用を目的としない悪意ある商標登録の出願は拒絶されることが明確になりました（第4条）。これにより、使用を目的としない悪意ある商標登録の出願が減少することが期待されます。

2. 商標代理機構の義務の強化

改正法第4条は使用を目的としない悪意ある出願を規制するものですが、商標出願の多くが商標代理機構によって行われていることからすれば、商標代理機構についても一定の規制を行うことが効果的であるといえます。そこで、改正法第19条第3項では、依頼者が使用を目的としない悪意ある出願を行うことを認識し、又は認識し得る場合、商標代理機構はその依頼を受けてはならないとして、商標代理機構の義務も強化しました（第19条第3項）。

3. 商標異議申立及び商標無効宣告の事由の追加

改正法第33条は、第10条、第11条及び第12条が定める使用が禁止される商標に加えて、使用を目的としない悪意ある出願がされた場合（第4条）、及び商標代理機構が

その代理サービス以外の商標を登録した場合（第 19 条第 4 項）も、商標の初歩査定公告日から 3 か月以内であれば、何人も商標局に異議を申し立てることができることとしました（第 33 条）。

また、改正法第 44 条は、既に登録された商標であっても、使用を目的としない悪意ある出願によるものである場合（第 4 条）、あるいは商標代理機構がその代理サービス以外で商標を登録した場合（第 19 条第 4 項）には、商標局に対し、当該商標の無効宣告を申し立てることができることを明確にしました（第 44 条第 1 項）。

4. 商標権侵害における損害賠償額の引き上げ

改正法第 63 条第 1 項では、商標専用権を侵害した場合における賠償額の計算倍数及び法定賠償額が引き上げられました。これまで、商標権侵害における損害賠償請求額を使用許諾料に基づいて算出する場合において、権利侵害者が悪意であり、情状が重大であるときは、使用許諾料の「1 倍以上 3 倍以下」の賠償金額と定めることができるとされていましたが、改正法ではこの計算倍数が「1 倍以上 5 倍以下」に引き上げられました。

また、権利者が損害賠償を求める場合において、権利侵害によって被った実際の損害、権利侵害者が権利侵害により取得した利益又は登録商標の使用許諾料のいずれも確定することができないときには、人民法院が情状に応じて賠償額を命じることができるとされていますが、改正法第 63 条第 3 項は、人民法院が命じることができる賠償額の上限額を「300 万人民元以下」から「500 万人民元以下」に引き上げました。

5. 商品、材料・工具等の廃棄命令及び市場流通の禁止

登録商標を冒用する商品や、登録商品を冒用する商品を製造するために主に使用された材料、工具について、人民法院が廃棄を命じたり、市場に流通させることを禁止させたりすることが可能となりました。なお、登録商標を冒用した商品については、冒用した登録商標を除去しただけでは、市場において販売することができないことが明確に規定されました（第 63 条第 4 項、第 5 項）。

6. 悪意ある商標登録出願に対する処罰

使用を目的としない悪意のある商標登録を行った申請者に対しては、情状に応じて警告、過料等の行政処罰を与えることが可能となりました。また、悪意のある商標訴訟に

については、人民法院が法により原告を処罰できることとなりました（第 68 条第 4 項）。

【臧晶】

弁護士法人 久田・神保法律事務所

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：info@lexhh.com



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関または専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページまたは上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。